

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218番地48
氏 名 有限会社そおりサイクルセンター
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 宮地光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県大隅地域振興局長 清藤修



許可の年月日 令和 4年 6月22日
許可の有効年月日 令和 9年 6月21日

1 事業の範囲

廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。), がれき類, 燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物のふん尿以上14種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) の収集及び運搬 (積替え又は保管を含む。)

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類, 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地	鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番60 外1筆
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。), がれき類, 木くず, 繊維くず
面積	18平方メートル
保管上限	23.625立方メートル
積み上げることができる高さ	— (容器を用いて保管するため)

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成19年6月22日	
変更届出	平成19年7月3日	法人の代表者を「梶井敬親」から「宮地光弘」に変更
変更許可	平成20年3月31日	積替保管場所「鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原1218番60 外1筆」を新設



更新許可	平成24年 6 月22日	
更新許可	平成29年 6 月22日	
変更届出	平成31年 3 月11日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
変更届出	令和元年 5 月 9 日	積替保管場所「鹿児島県曾於郡大崎町菱田字浜川原 1 2 1 8 番 6 0 外 1 筆」の面積を「126平方メートル」から「18平方メートル」に、保管上限を「39.34立方メートル」から「23.625立方メートル」に変更
更新許可	令和 4 年 6 月22日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

県域印

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218番地48

氏 名 有限会社そおりサイクルセンター 代表取締役 宮地 光弘
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日

令和7年1月14日

許可の有効年月日

令和12年1月13日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、動植物性残さ、家畜ふん尿
以上6種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和2年1月14日 第04503115223号	新規許可
令和7年1月14日 第04503115223号	更新許可 以下余白

(別記)

- 1 事務所及び事業場の所在地
[事務所] 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218番地48 電話番号：099-471-6050
[事業場] 鹿児島県曾於郡大崎町菱田1218番地48 電話番号：099-471-6050
- 2 特記事項
県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)の規定を遵守すること。